



茨城県報

第 408 号

令和 5 年 (2023 年) 5 月 18 日

木 曜 日

目 次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ●茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物規制課) | 2 |
| 告 示 | |
| ●使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金の収納事務の委託 (行政経営課) | 9 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (2 件) (障害福祉課) | 10 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (6 件) (障害福祉課) | 10 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (障害福祉課) | 12 |
| ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指 定更新 (障害福祉課) | 12 |
| ●大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) | 12 |
| ●地方卸売市場の認定 (農業技術課) | 14 |
| ●定款変更の認可 (農村計画課) | 14 |
| ●県営土地改良事業の工事の完了 (農村計画課) | 15 |
| ●道路の区域の変更 (道路維持課) | 15 |
| ●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) | 15 |
| ●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) | 16 |
| (病 院 局) | |
| ●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正 | 16 |
| (公 安 委 員 会) | |
| ●銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定に基づく医師の指定 | 17 |
| 公 告 | |
| ●令和 5 年度登録販売者試験の実施 (薬務課) | 18 |
| ●茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更 (農業経営課) | 20 |
| ●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) | 20 |
| ●道路の位置の指定 (建築指導課) | 21 |
| ●建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課) | 21 |
| ●入札公告 (2 件) (情報システム課) | 22 |

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条及び様式第 16 号の改正規定並びに付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1、別表第 1 の 2 及び様式第 6 号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 6 条第 4 項第 2 号（同規則第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第 6 条第 4 項第 2 号及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 15 条の規定による身分を示す証明書は、改正後の規則第 15 条の規定による身分を示す証明書とみなす。

告 示

茨城県告示第 628 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金の収納の事務を私人に委託したので、告示する。

令和 5 年 5 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者

所在地 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号紀尾井町ビル

名 称 弁護士法人一番町総合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭

2 歳入の種別

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成 8 年茨城県条例第 57 号）の規定に基づく使用料及び手数料、茨城県県営住宅条例（平成 9 年茨城県条例第 54 号）の規定に基づく家賃及び駐車場の使用料（いずれも退去者に係るものに限る。）並びに茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和 37 年茨城県条例第 47 号）、茨城県奨学資金貸与条例（昭和 38 年茨城県条例第 18 号）、茨城県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和 52 年茨城県条例第 24 号）、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成 5 年茨城県条例第 26 号）、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成 14 年茨城県条例第 33 号）、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成 16 年茨城県条例第 46 号）、茨城県医師修学資金貸与条例（平成 18 年茨城県条例第 47 号）、茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和 45 年茨城県規則第 34 号）、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成 16 年茨城県規則第 1 号）、茨城県農業改良資金貸付規程（平成 14 年茨城県告示第 1339 号）及び中小企業事業継続応援貸付金要項の規定に基づく貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金のうち収入未済となり、かつ県で委託することが適当であると判断したもの。

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 委託事務の内容

使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金の収納の事務

5 収納の方法

- (1) 受託者は、受託に係る未収金を収納したときは、債務者等に対し、領収証書を交付するものとする。ただし、預金又は貯金の口座に対する払込みの方法により収納した場合にあっては、当該債務者等の請求があった場合に限り適用するものとする。
- (2) 収納した未収金を翌月20日までに茨城県の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。

茨城県告示第629号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの種 類 |
|------------|--------------------------|-------------------|--------|------------------------------|--------------|-----------------|
| 0810400952 | グループホーム ふわふわ古河西 牛谷 | 茨城県古河市西牛 谷1030 | 株式会社恵 | 愛知県名古屋市長 区鳴見町字上汐田 12番地 | 令和5年 4月1日 | 短期入所 |
| 0820400810 | グループホーム ふわふわ古河西 牛谷 | | | | | 共同生活援助 |

茨城県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの種 類 |
|------------|-----------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|--------------|-----------------|
| 0820200947 | グループホーム フロール | 茨城県日立市東成 沢町2-4-26 | 株式会社UNI ON WORK S | 茨城県日立市多賀 町五丁目6番10号 | 令和5年 4月1日 | 共同生活援助 |

茨城県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年5月18日

茨城県知事 大井川 和彦